

(様式5)

都 行 第 1 7 4 2 号

平成 29 年 12 月 27 日

広告代理店 }  
広告主 } 御中

さいたま市長 清 水 勇 人  
( 公 印 省 略 )

広 告 掲 載 に 係 る 見 積 書 に つ い て ( 依 頼 )

日頃よりさいたま市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さいたま市では、広告事業の一環として下記広告媒体に広告を掲載する広告代理店等を募集いたします。

つきましては、参加希望がございましたら、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準をご確認の上、別添見積書様式にて下記のとおり、当該広告掲載に係る見積書及び広告掲載申込書兼誓約書を提出下さいますようお願いいたします。

記

- 1 広告媒体名称 さいたま市 市税のしおり  
(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語)
- 2 募集内容 別紙「広告掲載仕様書」のとおり
- 3 広告主等の  
決定方法 見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却
- 4 提出期限 平成 30 年 1 月 16 日 (火) までに「見積書」及び「広告掲載申込書兼誓約書」を封緘の上、ご提出ください。
- 5 提出先 さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部  
(さいたま市役所 5 階)  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
- 6 その他 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担 当 : 宮澤・神田

電 話 : 048-829-1106

F A X : 048-829-1985

E-Mail : [kaikaku@city.saitama.lg.jp](mailto:kaikaku@city.saitama.lg.jp)

# 見積書提出に当たっての留意点

## 1 見積書の提出について

- ① 見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
- ② 見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。
- ③ 購入希望が無いと認められる見積りについては、無効といたします。
- ④ 金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。
- ⑤ 見積書には押印が必要ですので、御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。
- ⑥ 提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断させていただきます。
- ⑦ 広告掲載申込書兼誓約書を合わせて提出してください。

## 2 見積り結果について

- ① 見積り金額が同額の場合は、くじ引きにより決定します。
- ② 見積り結果については、提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに連絡します。

(様式2・見積り合わせ方式用)

## 広告募集仕様書

〇次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

### 1 広告媒体について

名称	さいたま市 市税のしおり（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）	
発行部数	2,000部を予定（平成29年度実績 2,000部）	
規格	判型	A4版 縦295mm × 横210mm
	ページ	16ページ程度 ・うち広告掲載面は裏表紙の裏面（縦147.5mm×横210mm）とする。 ・広告枠内上部に縦5mm×横10mm程度の大きさで「広告」と表示し、枠囲みして記載する。
	色	2色カラー（黒・他1色）
発行頻度	年1回	
発行日	平成30年4月2日（月）	
配布期間	発行日から約1年間（但し、在庫が無くなるまで。）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な市税の税目（個人住民税、軽自動車税、国民健康保険税等）の概要、納付手続、窓口・問合せ先等を紹介する冊子</li> <li>・簡易な日本語、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の4言語を併記</li> </ul>	
配布エリア・対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布エリア：さいたま市内</li> <li>・対象：制限なし（外国人に限らず、日本人にも配布）</li> </ul>	
配布方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無償配布</li> <li>・各区役所の区民課、課税課、収納課、保険年金課、さいたま市国際交流センター、観光国際課など、外国人の方の目に触れる機会の多い場所に配置</li> </ul>	
発行元	財政局 税務部 税制課	
備考	なし	

### 2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース（縦×横）	枠数	色数	最低募集価格（税込み）
裏表紙の裏面	147.5mm×210mm	1枠	2色 (黒・他1色)	10,800円
特記事項	① 広告の使用言語は、日本語、英語、中国語（簡体字）及び韓国・朝鮮語に限る。 ② 英語、中国語（簡体字）、韓国・朝鮮語を使用する場合は、日本語訳を提供すること。 ③ 「さいたま市税務部広告掲載取扱要綱」を参照のこと。 ④ 広告掲載が望ましくない業種：税理士、税理士法人等（弁護士、会計士等の税理士の資格を有する者を含む。） ※税理士会は可			
初稿入稿締切	平成30年 1月31日（水）			
最終入稿締切	平成30年 2月28日（水）			

※さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。

※広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。

※完全データにて入稿してください（データ形式：PDF、文字はアウトライン化）。

※原稿内に「広告」である旨を明記してください。

※入稿時には出力見本を添えてください。

※初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。

広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。

※入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこともありますが、その場合であっても広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。

### 3 申込みについて

申込条件	広告代理店 または 広告主
申込方法	広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付又はご持参ください。
申込締切日	平成30年1月16日（火）必着
申込先 (問合せ先)	(担当課名) さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
	(所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
	(TEL) 048-829-1106 (FAX) 048-829-1985
	(Eメール) kaikaku@city.saitama.lg.jp

### 4 広告掲載イメージ

裏表紙の裏面（上半分）

広告

# アップオンリー UP ONLY

http://www.up-only.com

イベント・広告プロデュース  
講演会開催・アテンド  
人材育成  
カルチャースクール企画・運営  
名入れ・記念品作成

※さいたま市観音区・電車から見た看板は、さいたま市の基準の大きさよりサイズが合わなかったため、掲出を中止させていただきました。

## 書道添削教室

Calligraphy correction classroom

서도 첨삭 교실      書法更正教室

(有)アップオンリープロデュース

さいたま市北区宮原町1-474-2 情報ステーション内

TEL: 048-661-3333 FAX: 048-661-3446

【情報ステーション内 併設】  
～ オフィス環境の提案事業 ～  
フルゲン情報株式会社  
株式会社アップオンリーAD  
三上事務所

発行日 平成28年(2016年)4月  
発行 さいたま市  
編集 さいたま市財政情報戦略部印刷課  
〒330-9588  
さいたま市浦和区常盤6-4-4  
TEL: 048-829-1159  
URL: http://www.city.saitama.jp/

Published April 2016  
Publisher: Saitama City  
Compiled by: Tax Division, Department of  
Tax, Finance Bureau, Saitama City  
6-4-4 Tokwa, Urawa Ward, Saitama City  
330-9588  
Tel: 048-829-1159  
Website: www.city.saitama.jp/

発行日 平成28年(2016年)4月  
発行人 埼玉市  
編集人 埼玉市財政情報戦略部印刷課  
〒330-9588  
埼玉県浦和区常盤6-4-4  
電話: 048-829-1159  
URL: http://www.city.saitama.jp/

발행일 2016년 4월  
발행처 さいたま시  
편집자 さいたま시 재정국 세무부 세계과  
우 330-9588  
소재지 さいたま시 浦和구 宮原 6-4-4  
TEL: 048-829-1159  
URL: http://www.city.saitama.jp/

この市報のしおりは、2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は68円です。  
(広告掲載収入を差し引いた市の負担は、1部当たり50円です。)

2000 copies of this municipal tax guide were printed at a cost of ¥68 per copy.  
(The cost of per copy is reduced to ¥50 after subtracting expenses from advertising revenues.)

本（市報しおり）印刷2,000部、毎部印刷経費68円。  
(印刷広告収入后、市負担及経費は毎部50円。)

본 시세 안배서는 2000부를 제작하고 1부당 인쇄 경비는 68엔입니다.  
(광고료 수입을 제외 시의 부담액은 1부당 50엔입니다.)

(様式7)

# 見積書

1 広告媒体名称 さいたま市 市税のしおり (日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語)

2 金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したので、見積します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

㊟

さいたま市長

(注意事項)

・金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。

(様式6)

広告掲載申込書兼誓約書

平成 年 月 日

(あて先) さいたま市長

ふり がな  
住 所

ふり がな  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

さいたま市の広告媒体へ広告を掲載したいので、条件・内容等を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

また、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準の内容を遵守することを誓約します。

1 広告媒体名称      さいたま市 市税のしおり（日本語、英語、中国語、  
韓国・朝鮮語）

2 広告内容

3 業 種

4 その他

さいたま市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

5 連絡先

(1) 担当者部署・氏名

(2) T E L

(3) F A X

(4) Eメール

※広告代理店が申込み場合は、2は広告主の名称・広告の内容、3は広告主の業種とすること。

## さいたま市税務部広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市広告掲載要綱（平成18年7月4日市長決裁。以下「広告掲載要綱」という。）第3条の規定に基づき、次条に掲げる広告媒体への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体の種類)

第2条 広告媒体の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市が市民税・県民税税額決定（納税）通知書並びに固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書を発送する際に用いる封筒（以下「納税通知書等用封筒」という。）とする。
- (2) 税のしおり
- (3) 市税のしおり（多言語版）

### (広告の範囲及び掲載基準)

第3条 広告掲載要綱第4条及びさいたま市広告掲載基準（平成18年7月4日政策局長決裁）第4条に定める事項に該当するものは、広告掲載を行わない。

### (広告の規格及び掲載位置)

第4条 第2条に掲げる広告媒体の広告枠は、次に定めるものとする。

- (1) 納税通知書等用封筒 裏面の縦7センチメートル以内、横15センチメートル以内で税務部長が定める。
  - (2) 税のしおり 裏表紙の両面、縦29.5センチメートル以内、横21センチメートル以内で税務部長が定める。
  - (3) 市税のしおり（多言語版） 裏表紙の裏面、縦29.5センチメートル以内、横21センチメートル以内で税務部長が定める。
- 2 広告の色は、募集の都度税務部長が定める。
  - 3 広告には、広告主及び広告主の連絡先を表示しなければならない。
  - 4 広告には、その上部に、縦5ミリメートル、横10ミリメートル程度の大きさで広告と表示し、これを枠囲みしなければならない。

### (広告掲載料)

第5条 広告の予定価格は、前年度の広告掲載料等を踏まえて、税務部長が定めるものとする。

- 2 前項の価格には、消費税相当分を含まないものとする。
- 3 広告のデザイン作成等に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、必要に応じ、ホームページ等の広報媒体を活用し行うこととする。

(選定方法)

第7条 市長は、広告の予定価格により、さいたま市契約規則（平成13年5月1日規則第66号）に定める一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を行うこととする。

2 市長は、第5条第1項に定める予定価格以上の申込者のうち最も高い価格の者を、第2条に掲げる広告媒体の広告主（広告代理店を含む。）として決定する。

3 市長は、落札となるべき価格又は最も高い見積価格の申込者が複数いる場合は、くじで広告主（広告代理店を含む。）を決定する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、広告掲載要綱の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、税務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(さいたま市納税通知書等用封筒広告掲載取扱要綱の廃止)

2 さいたま市納税通知書等用封筒広告掲載取扱要綱（平成19年9月12日財政局長決裁）は、廃止する。

(さいたま市税のしおり広告掲載取扱要綱の廃止)

3 さいたま市税のしおり広告掲載取扱要綱（平成20年1月1日財政局長決裁）は、廃止する。